

許可申請書

21上計水第 40号

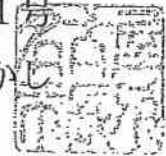
平成 22年 2月 24日

国土交通省

中部地方整備局長 富田 英治 様

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市長 河村 たか



別紙のとおり河川法第23条、24条、~~第26条第1項および~~  
~~第55条第1項~~の許可を申請します。



(連絡先)

上下水道局水道計画課

小出 052-972-3655

## 申請の主旨及び理由(案)

名古屋市水道の取水に関する河川法第23条、第24条の許可は、平成21年9月10日付、20国部整水第44号の水利使用規則によって処分されていますが、流水占用及び土地の占用については、その許可期限が平成22年3月31日となっておりますので、更新の申請をするものです。

本申請では木曾川自流 $7.560\text{m}^3/\text{秒}$ (犬山第一取水口 $3.620\text{m}^3/\text{秒}$ 、朝日取水口 $3.940\text{m}^3/\text{秒}$ )、木曾川総合用水及び味噌川ダムに係る $7.930\text{m}^3/\text{秒}$ (犬山第二取水口 $5.674\text{m}^3/\text{秒}$ 、朝日取水口 $2.256\text{m}^3/\text{秒}$ )、計 $15.490\text{m}^3/\text{秒}$ の流水占用許可を申請するものです。

これにより、本市水道事業では平常時において日量約 $124.4\text{万}\text{m}^3$ の給水が可能となります。

木曾川水系における水資源開発基本計画では、近年の少雨化傾向を踏まえ、近20年のうち第2位の渇水年の流況をもとにした供給実力値(以下「2/20供給実力値」という)で需給計画を策定しております。2/20供給実力値における本市の取水可能量は木曾川自流、木曾川総合用水、味噌川ダム、長良川河口堰および徳山ダムまで含め、日量約 $133.4\text{万}\text{m}^3$ ( $15.440\text{m}^3/\text{秒}$ )、給水可能量では日量約 $124.1\text{万}\text{m}^3$ となります。

よって、本申請の取水量を安定的に充足させるためには、木曾川自流、木曾川総合用水、味噌川ダム、長良川河口堰および徳山ダムの使用が必要となりますが、長良川河口堰および徳山ダムについては、現段階で導水施設がないため、本申請においては木曾川自流、木曾川総合用水および味噌川ダムの使用を申請するものです。

なお、長良川河口堰および徳山ダムに係る流水占用につきましては、取水の確実  
性が確認され次第、変更申請を行います。